# 第7回練馬区区政改革推進会議 議事概要

日 時	平成 27 年 10 月 29 日(木) 午後 6 時 30 分~ 8 時 30 分
場所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
次第	<ul> <li>1 開会</li> <li>2 議 題</li> <li>(1) 区民への問題提起資料のたたき台について</li> <li>(2) みどりの風吹くまちビジョン 数値目標と KPI の設定について</li> <li>3 その他</li> <li>4 閉 会</li> </ul>
配付資料	資料1 練馬区区政改革推進会議委員名簿 資料2 区民への問題提起資料のたたき台 (仮称)練馬区の「これから」を考え、現在を見直す ~区政の改革に向けて~
	<ul><li>資料3 みどりの風吹くまちビジョン 数値目標と KPI の設定 について</li><li>別紙1 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合 戦略」の全体像</li><li>別紙2 練馬区版総合戦略 数値目標および重要業績評価 指標 (KPI) (たたき台)</li></ul>
出席委員	土居 丈朗、別所 俊一郎、赤尾 由美、相澤 愛、川口 明浩、
(名簿記載順	熊野 順祥、萩野 うたみ、上野 美知子、上月 とし子、中村 弘、
• 敬称略)	若林 信弘
欠席委員 (敬称略)	浜野慶一
区出席者	区長 前川 燿男副区長 黒田 叔孝副区長 山内 隆夫教育長 河口 浩参与 三枝 修一專門調查員 斉藤 睦企画部長 中村 啓一総務部長 横野 茂〔事務局〕 区政改革担当部長(企画課長)森田 泰子区政改革担当部区政改革担当課長 冨田 孝企画部財政課長 佐古田 充宏企画部情報政策課長 田邉 裕晶総務部参事 大滝 雅弘

総務部職員課長 小渕 雅実

総務部人材育成課長 小野 弥生

福祉部福祉企画課長 佐川 広

高齢施策担当部高齢社会対策課長 榎本 光宏

- こども家庭部長 堀 和夫
- こども家庭部子育て支援課長 小暮 文夫
- こども家庭部こども施策企画課長 柳橋 祥人
- こども家庭部保育課長 櫻井 和之
- こども家庭部保育計画調整課長 近野 建一
- こども家庭部子ども家庭支援センター所長 吉岡 直子

# 1 開 会

## 【委員長】

定刻になりましたので「第7回 区政改革推進会議」を開催します。ご多用な中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

では、新しい委員が任命されたとのことですので、事務局から経緯の説明を お願いします。

#### 【区政改革担当課長】

委員の皆様には事前にメールでもお伝えしましたが、本会議の委員であった 峯岸委員が、この度、練馬区監査委員に選任されました。この選任に伴い、本 会議の委員を退任されたいと申し出がありました。そこで、峯岸委員の後任と して、同じ日本公認会計士協会 東京会の練馬会に所属されており、現在副会長 を務めていらっしゃる、萩野うたみ様に就任いただきました。よろしくお願い します。

#### 【委員長】

それでは、新任の委員からひと言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【委員】

日本公認会計士協会東京会 練馬会の副会長をしております。よろしくお願いします。

私は 40 年以上練馬区民であり、また 10 年以上、行政改革の委員を務めたり、 行政評価等に携わってきました。数年前からは監査の事前調査もやらせていた だき、練馬区のいろいろなことに長く携わっていますが、今回この大役を仰せ つかり、緊張しています。その中でも、自分が日頃素朴に感じた疑問等をぶつ けていきたいと思っています。

# 【委員長】

ありがとうございました。よろしくお願いします。

## 【区政改革担当課長】

前回の第6回の会議で、生活保護制度についてのご質問・ご意見をいただきました。その中で、生活保護というのは他法他施策優先というのが大原則ということですが、非常に稀な例として、不動産をお持ちの方に対しても、資産価値が低いなどの場合には保護費を支給する場合があるとご案内しました。委員から、その保護を受けていた方が亡くなった場合はどうなるのか、不動産は当然相続人が引き継ぐと思いますが、支給された分の返済義務も相続人が引き継ぐことになるのか、というご質問をいただきました。練馬総合福祉事務所長からの回答を私から申し上げます。ご本人が死亡した場合には、不動産を相続した方に支給した保護費の債務が引き継がれるということです。したがって、相続人の方に区への返済義務が生じるということになります。

# 【委員長】

今の点についてはよろしいでしょうか。それでは、これで前回の議論の確認 とさせていただきます。

#### 2 議 題

#### 【委員長】

それでは、本日の議題に入ります。区民への問題提起資料のたたき台ということで、これを検討してまいります。事前送付時から変更になった部分を中心に事務局から説明をいただき、その後項目ごと、一定のまとまりごとに検討をしたいと思います。それでは、説明をお願いします。

#### 【区政改革担当課長】

《資料2の説明》

#### 【委員長】

それでは、区民への問題提起資料のたたき台について、皆様からご意見を承りたいと思います。だいたい一つの章ごとに区切りながら議論を深めてまいります。最初に「はじめに」から第1章「これからを考えるために」までで、何かご意見・ご質問があればお願いします。

#### 【委員】

8ページの「イ 区民と協働を基軸に公共サービスを展開」の一つ目の丸印に、区民や事業者などと一緒に取り組んでいくと書かれています。前回申し上げましたが、区民が積極的に区政に参加したいと感じる仕組みづくりを、ここ

で謳っていただくと良いと思います。

もう一つの丸印では「区民の心情に寄り添い」とあります。何となく行政が 区民の心情に寄り添うというのは違和感があるなと思います。それから、「全体 の奉仕者として公務を果たす職員を育成します」とありますが、これはむしろ 公務員、練馬区職員の使命として、「全体の奉仕者としての公務を使命感を持っ て果たします」といったような大きな言い方にしていただくと良いのではない かと思います。区民サービスのあり方の転換、いわゆる職員の意識改革、これ をやりますと言っていただくと良いのではないかと思います。

## 【委員長】

ありがとうございました。ここで、これからの議論について申し上げます。 事前に事務局とも相談をしました。現在この資料は71ページという分量になっています。事務局には出したい資料、区民に説明したい資料を、出せるものは出してくださいとお願いしました。そのうえで、これは要らないのではないか、これはもう少し説明を工夫したら良いのではないか、そういうところを皆様からお伺いしたいということです。こういう資料を付けた方が、区民にもっと説明できるのではないかというご意見ももちろん承りたいのですが、最初から事務局が遠慮して資料を省いて、できるだけ薄くしようと考えますと、逆にこれもあった方が良い、あれもあった方が良いという意見が委員の皆さんから出て来て、どんどん分厚くなって収拾がつかなくなることを私は恐れました。もちろん足りない部分を補った方が良いというご意見も承りたいのですが、ここまで説明しなくても良いとか、ここは冗長だ、そういうことがあればお伺いしたいということです。

今の委員のご発言には特にお返事はありませんか。対応をしっかりお願いしたいと思います。

# 【区政改革担当部長】

しっかり対応したいと思います。後半の部分でもいろいろご意見をいただく中で、ここの冒頭のところは、まだそれほど練れてない部分ですので、良くしていきたいと思っています。

#### 【委員】

5ページの「なぜ、今区政改革なの?」というところ、「行政サービスのあり 方や区の役割を根本的に見直していく必要があります。」とあります。行政サー ビスのあり方を見直していくというのは、この会議の役割、目的の一つでもあ ると思うのですが、区の役割を根本的に見直していくというのは、なかなかイ メージが湧きません。ここをもう少し詳しく、どういった狙いがあるのかなど、 ご説明いただけるでしょうか。

#### 【区政改革担当課長】

区の役割ということです。前段の行政サービスにつながる部分でもありますが、これまで区が取り組んできた、例えば子ども向けのサービス、高齢者向けのサービス、そういったものは今、区だけでなく、民間事業者等もいろいろなサービスを提供しています。そういう中で区と民間、地域活動で頑張っていらっしゃる方々、そういう方々とこれからどのように一緒にやっていくかを考えたいと思っています。

7ページの改革の視点の(1)の中で、下に丸が四つあります。区が本当にやっていかなければいけないものは、例えば生活困窮者の問題、重度障害者への支援、防災対策、まちのインフラ整備等々だと思っていますが、二つ目にあるように、民間の知恵と提言を活用できる分野は民間が担うことを原則としていく、区民や地域にできることはその力を十分に発揮いただけるような環境を準備していく、こういったことを考えていきたいということです。社会状況の変化に合わせて本当に必要な公共サービスを提供できるように、そのコーディネート、いろいろな団体をつなげていったり、力が最大限発揮できるような仕組みを作っていきたいという意味合いで入れたものです。

## 【委員】

そうしますと、協働ということで区民と行政が一体となって、一緒になって やりましょうと謳っていますが、むしろ自立を促すという方向性だという理解 でよろしいでしょうか。

#### 【区政改革担当課長】

力を発揮していただけるところにはもちろん力を発揮していただき、その 方々と一緒に区もやっていきたいということです。したがって、方向性として はまさに自立、その力を最大限発揮していただけるように環境を整備していく ということです。

#### 【委員】

いただいた資料が毎回改善されていて、苦労していろいろ考えていただいているのだなという印象を持っています。「区民の皆さんはどのようにお考えになりますか?」という一文が常に入っているのは、とても良い見せ方をしているなと思います。その流れで、この資料を議論の前提として、まずどういう場でお配りして、区としてどの程度の説明をされようとされているのか、教えてください。

また、「はじめに」に緑の二重線の枠「ぜひ、ご意見をお寄せください」とあります。この資料は区民に一緒に考えてもらって、意見を多く寄せてもらいたいということを区から積極的に伝えていくことになると思いますが、要は、どんな意見を出せば良いのかがわからないと思います。例えば、ずっと資料を読むと、区の改革の方針がだいたいわかりますが、その方向性自体に異論を唱え

るような意見を求めているのか、あるいは「その改革の方向性は良いね」という意見、さらに具体的なアイディアをも求められているのか、具体的な事務事業でこういうことをやったらどうかという意見を求めているのか、区民の方がどの程度の意見を伝えたら良いのかというメッセージが入っていないと思います。どの程度考えて、どの程度の意見をくれると良いのかまでお伝えするのが丁寧なのかなと思います。

## 【区政改革担当課長】

こちらの資料については、詳細はまだ固まっていませんが、地域で説明会をやっていきたいと考えています。71ページにあるとおり、12月に区報等も用いて資料を公表して、1月に資料説明・意見聴取の機会として説明会をやっていきたいと考えています。区民の皆さんに説明する際にはパワーポイント等も使いながら、改革の考え方や区政の現状をご理解いただけるようにしていきたいと考えています。

## 【区政改革担当部長】

この資料のエッセンスは区報の特集号に掲載し配付します。資料はホームページにも載せますし、いろいろな区立施設に置くなどして、本体を見たいという方には見ていただけるようにしたいと思っています。それから、区長が直接区民の方からご意見を聞く機会を昨年度から設けていますので、そういった場も活用しつつ、区内の幾つかの地域を回ってご説明をして、ご意見を聞くということを1月にやりたいと思っています。

#### 【委員長】

先ほど委員がおっしゃった、どのレベルのご意見を聞きたいのかということですが、大別すれば、区政の大局的な方向性についての意見、個別事業のやり方についての意見、マクロなものからミクロなものまであると思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

#### 【区政改革担当部長】

「区が考える改革のあり方」という緑の枠、これについて、良いか悪いかをまず伺いたいわけです。「こういう方向で考えているのですが、どうでしょうか」と投げかけているので、この方向性で良いのかをまずは伺いたい。良い場合はこうした方が良い、悪い場合こうした方が良いなどいろいろなご意見があると思います。どのような意見も歓迎ですが、まず伺いたいのは「方向性はどうでしょうか」というところです。それがもう少し、明確にわかるようにしたいと思っています。資料の中で、何を伺いたいのか、例えばこの部分について伺いたいなど特定できるような形にするのが良いのか、もう少し中身を詰めた段階で、最初の呼び掛けの書き方なども工夫していきたいと思っています。

## 【委員】

今話があったパブリックコメントの実施についてですが、地域ごとということは、いろいろな区民の方が集まるということです。この改革の視点の中にも、地域団体などと一緒に頑張っていこうということが示されているのであれば、そういう活動団体の方が集まった場での説明が一度くらいはあると、私は嬉しいなと思います。そういうことも検討いただければと思います。

## 【区政改革担当部長】

今、委員からお話があったような形でご意見を伺う機会もぜひ設けたいと考えています。「みどりの風吹くまちビジョン」の策定の際にも、地域に出向いているいろな方、団体にお話を伺いました。そのような形で取り組んでいきたいと思います。

## 【委員】

多くの区民の声を聞くということで問いかけるのであれば、「こういうことを目指しています」、「こういう方向性です」、というのも良いですが、「結果として区はこういう姿を目指しています」というものを具体的に出すと、区民も身近な問題として「ああ、それは良いな」と思う人もいるかもしれませんし、「それじや困るな」と思う人もいるかもしれません。最終的、中期的に目指す区の姿をもっと具体的にして、「こういう区になりますよ」というものを出した方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 【区政改革担当課長】

これは問題提起資料という形で、これまで説明させていただいた課題について、現状を説明しているものです。確かに委員がおっしゃるとおり、これから来年度に向けて区政改革計画を検討していく中では、そういった部分も併せて考えていきたい。今の考えは、第1章の中で少し触れていますが、こういった部分を少し充実して、お示ししていきたいと考えています。

#### 【区政改革担当部長】

段階を踏んで進めていくということで、この資料はまず大きな方向性についてご意見を伺うものです。委員のお話にあった、「こういう姿になります」というレベルではなくて、「どっちが良いのかいろいろ考えたいと思っています」という項目も中にはありますので、いろいろな選択肢がある中でとういう方向が良いのかも含めて、問題提起したいと考えています。よく、行政は何でも決めてから意見を聞くという受け止めがありますが、方向性を決める段階から区民の方と一緒に考えましょうというのがこの資料の一番の要です。あまり具体的なことを決めて出すのが狙いではないので、少しぼんやりしていると思われるかもしれませんが、まずは方向性を伺いたい。いただいた方向性によって、個々の具体的な中身を詰めていき、具体的な姿についてご意見を伺う段階では、さ

らにまた別のものをお示しして、ご意見を伺いたいと考えています。今回は最初の取っ掛かりと考えています。生煮えという受け止めもあろうかと思いますが、まずはそのレベルからやっていきたいという趣旨です。

## 【委員】

最終的な姿としては「みどりの風吹くまちになるんだよ」ということだと思いますが、何か新しいことをするときには、必ず反対意見が出るものです。行政の方の立場からすると、反対意見はなるべく聞きたくないという考えがあるのではないかと思います。反対されたくない、だから、反対意見が出そうなことはあまり言わないということもあると思います。そこは、新しいことを進めるので、包み隠さずやった方が良い結果になると思います。かなりの大改革になりますので、少しくらいの反対や批判があっても、ひるまずやれるような方向になると良いと思います。

## 【委員】

この資料に対して意見を言ってくる方は、かなり意識が高い方だと思います。 マイノリティの、本当に行政サービスを必要とする方々から意見をたくさん出 していただく工夫は何かあるのでしょうか。

## 【区政改革担当部長】

これは検討中のことですが、区政モニターの方々は基本的に無作為抽出なので、そういう方々にもご意見を聞くという形で、いわゆるお手上げ方式以外でも意見を聞きたいと思っています。過去には区民意識意向調査でご意見を伺うなどの取り組みをしたことがあります。いろいろな方法が考えられますので、これから工夫をしていきたいと思っています。

#### 【委員】

もう一つ、議会との関係はどうお考えでしょうか。

#### 【区政改革担当課長】

議会との関係についても、71ページの「区政改革の検討の進め方」の2番に、議会の意見と書いています。もちろん12月に資料を公表した段階で議会にも報告をさせていただき、意見を伺いながら、この問題提起資料を次の区政改革計画につなげていきたいと考えています。

#### 【委員長】

日本の地方自治は二元代表制ですので、区事務局からの提起とは別に、議会は議会の立場での考えになるという割り切りはあるだろうと思います。

## 【委員】

「なぜ、今改革なの?」というところで、人口構造の変化、右肩上がりの経済が望めないこと、収入が限られているなどと書かれています。そういうこともありますが、大切なことは、改革の視点にもつながりますが、今なぜ行政の役割が重要視されてきているかということです。今までは、家庭でできないこと、家庭でコントロールできないこと、あるいはコミュニティでコントロールできないことを、みんなでお金を出し合って行政が処理する、これが行政の基本的な考え方でした。ところが、今行政が困っているのは、その家庭やコミュニティが壊れかけている。だから、そこにまで踏み込んで何かをやっていくことが、今行政に求められていると思います。そういった視点があると良いなという気がしました。

# 【委員長】

今のご意見は非常に重要なポイントだと思います。例えば8ページの中などに矮小化して入れてしまっては、委員の意志に反するかもしれません。例えば区民との協働という言葉が出てきますが、そのバックグラウンドとしては、担い手が行政や専門家だけではないということだけでなく、地域コミュニティとの対応関係の意識を喚起することも考えられます。本当はもう少し大きな話だと思うので、あまり矮小化してしまうのはもったいないという気もします。今の場所は候補地になるけれど、もっと大きく捉えて大きく打ち出す場所を作っていただくことも大事かなと思います。

#### 【区長】

今、委員、委員長がおっしゃったことはそうだと思いますが、それは議論を詰めないと大変難しいところがあると思います。例えば、家庭が壊れているというお話がありましたが、そう一般的に言えるのかとなると、本当に日本の家庭が壊れているならば大変なことですが、大部分の家庭は健全であると私は思います。ただしお話があったように、機能不全になっている家庭があることも事実です。そこは行政がきちんとしなければいけません。コミュニティとの関係も、これまでコミュニティがやっていたことをこれからは行政がやるとなると、では一体どこまでやるのかという問題が出てきます。これは大変です。今のお話は理解できるのですが、家庭や地域社会との関係をあまり一律にここで規定してしまうと厳しい、それをやるにはもっと議論が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 【委員】

私が言った、家庭が壊れている、コミュニティが壊れているというのは全部が壊れているという意味ではありません。一部そういうところがあり、それをカバーする役割が行政に求められているという趣旨なので、区長がおっしゃるように、それほど前面に出す話ではないかもしれません。

## 【委員長】

例えば介護の社会化は、家族の中だけでは介護を抱えきれないので、地域で対応するという話で、2000年以降ずっと進んできているというところはあると思います。

この議論は一度事務局で引き取っていただき、区長のご意見も踏まえて考えていただくようお願いします。

## 【委員】

7ページの(1)、基礎的な自治体のイメージの中で、これまでの右肩上がりの経済とは違った「新しい成熟社会」になるということを出していらっしゃいます。その内容が四つの丸印ですが、行政と民間の役割分担ということを書いていらっしゃいます。地方分権一括法の施行以来、自治体は機能の拡充というところから、品質を深める行政に向かっていると思います。基礎的自治体といったときには、団体自治という大枠ではなくて、もっと品質に関わる住民自治というようなニュアンスの言葉も良いのかなと思いました。

四つの丸のうちの1番目は、先ほど委員がおっしゃったような、生活困窮者とか、重度障害者への支援という、公が助けなければいけないということ、2番目と3番目は、民間の元気なところには頑張ってもらうということ、4番目が、それを支える行政としてのコーディネート機能、または民間をチェックする機能というところで、バランスよく打ち出していらっしゃると思います。基礎的自治体という言葉自体を、もう少し柔らかい言葉、イメージの湧く言葉にできないのかなと思いました。

#### 【委員長】

この点も事務局には対応をお願いしたいと思います。

それでは、まだこちらの点についてのご意見を出していただくのも結構ですが、先に進めまして第2章の前半、子ども・子育て支援と高齢化社会への対応、28ページまででご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【委員】

16ページの緑の枠の少し上のところです。「運営費や保育士の待遇の改善などに国や都の補助金を活用することができます」という表現があります。これは区政改革なので、区の財政について語っているのはわかるのですが、我々は区民であり都民であり国民です。どこから出ようと自分が払った税金だと思うので、こういったものを目にすると少し違和感があるなと思います。

#### 【委員長】

的を射た意見だと思いますが、この点はいかがでしょうか。事務局としては、 この部分は突然出してきたわけではない、かねてからの説明があった部分です が、それをどういう形で区民に説明するかが問われているということだと思い ます。

## 【区長】

これは私が答えることではなく、皆さんのご意見を伺わなければいけないのですが、これは事務的な正直なことを書いたものです。つまり、区の財政運営をしなければいけません。それは極めて大きな問題なので、何らかの形で触れた方が良いと思いますが、こういう書き方は問題がありますので、書き方を考えてみようと思います。

## 【委員】

子ども・子育て支援では、なぜやらないといけないかということを、もう少ししっかりと謳ってもらうと良いと思います。子どもの数が減っている、働く世代の人口が減少しているということと関連して、やはり子ども・子育て支援は、次世代のためにも、現在の働く人たちを増やすためにも、非常に大切な命題です。従って、これにはもの凄い力を入れますということを書いていただくと良いと思います。いきなりこれだけを出して、こういうことをやるのですがお金がありませんと言うよりも、何か重要性を訴えてもらった方が良いと感じます。

# 【委員長】

では、その方向で少し文章や構成を練っていただくということでお願いします。

#### 【委員】

16ページの保育園の民間委託のところです。例えば小学校・中学校について、公立の小中学校と、私立の小中学校というのは、保護者にも違いがわかりやすいものです。私立小中学校であったことに関して、区に責任を求めたりすることはありません。しかし、保育園の制度が非常にわかりにくくなっている中で、保護者にとって、何かあったときに誰がどのように責任を取ってくれるのかという視点は外すことができません。いろいろな制度が変わる中で、どこも明確に言ってこなかったところではありますが、やはりそこを、区としてここまではできるけれど、ここからはできないということをきちんと説明する必要があると思います。それをきちんと整理したうえで、いろいろな制度があることを説明をして、利用者に選んでいただくという視点が必要だと思います。ページの下の方に運営業務委託と私立保育園への移管の主な違いとあり、区としての関わりという部分もありますが、事故・けがが起こったときには誰にどう言えば良くて、どこが最後に責任を取ってくれるのかというところを、きちんと整理をしてお伝えしていくべきだと問題意識を持っています。

#### 【保育計画調整課長】

ただ今の質問について、一般の区民の方々に、保育園の委託あるいは私立保育所への移管といった制度の手法をまずは知っていただきたいという趣旨で、今回このページを書かせていただきました。やはりこの議論を深めていく中では、責任の所在を考えなければなりません。具体的に今運営業務委託を進めている中では、以前にも申し上げましたが、直営園であっても運営業務委託であっても、区立園という看板の中ではやはり区が責任を持つ部分が一定あると考えています。一方、私立への移管という形になると、その看板が私立園に変わる中では、やはり私立の方に担っていただく部分が大きくなってきます。ただそれでも、区の方が全く責任を手放すということではありません。私立園に対しても補助金を支給しているといった観点も含めて、やはり区との関わりがなくなるわけではありません。区としては、その辺りを考えながら、民間事業者が力を発揮しやすい環境を守りながら、何かあったときにはカバーできる体制を、議論を深める中で見極めていきたいと思います。

## 【区長】

今のお話と関連して、私は皆さん方にご意見を伺いたいと思っているのですが、日本というのはすべて行政に対する要求です。保育所もそうです。いまだに区立の方が上で、民間の方が下だと、そのようなイメージが確立してしまっています。なぜでしょうか。実体は同じどころか、むしろ民間の方がサービスが良いことも多いのです。責任の取り方も同じです、区立だろうと私立だろうと、差があるわけではありません。しかし、やはり区立であるべきだという反対運動が説得力を持っています。普通のサービス、あらゆるサービスは民間を使っているのにです。学校もそうです。なぜこういう考えになるのか、それに根拠はあるのかどうか、ぜひ知りたいなと思っています。皆さん方のご意見もお聞きしたいですし、区民の意見も聞きたいと切に思っています。

#### 【委員】

先ほどの課長のご説明についてですが、私立に移管しても区の関与はありますという言い方だと、やや中途半端だと思います。不安に思うのは、結局情報がない、要はわからないからです。責任の所在と言っても、結局突き詰めるとわからないのです。わからないことを克服するには情報を開示して理解してもらうということになりますので、やはり中途半端な姿勢は誤解を招きますし、いけないと思います。駄目ならば駄目、できないと思ったらできないと言った方が良いと思います。できるかもしれない、できないかもしれない、そういう状態が一番良くないのです。だから、やるときは思い切りやった方が良いと思います。わからないからいろいろと苦情もあるし、全部理解できればあまり苦情はないと思います。

## 【委員長】

日本は欧米的な契約社会でない分、結局最後の責任の所在がどうなのかというところを契約書に全部書けるわけではないので、言うは易し行うは難しです。やはり、曖昧になっているところが多いと、今委員がおっしゃったように、責任の最後の最後を誰が取るかという空白の部分で、最後は区、ないしは行政であれば逃げられない、民間事業者だとそれを回避してしまうかもしれないという考えが、区民、国民の間に何となくあって、それが行政サービスの委託という話になったときには顔を出すのかなという印象があります。

他にご意見いかがでしょうか。区長の問題提起について、我々として完全に答えたことにはなっていないかもしれませんし、この区民への問題提起資料で区民に問いかけていただくことも含めて、また戻るかもしれませんが、いったん先に進ませていただきます。次の第2章の3「都市基盤の整備と維持」、と4「公共施設の維持・更新」の部分について、ご意見・ご質問などがございましたら、承りたいと思います。

# 【副委員長】

内容についてではありませんが、29 ページと 36 ページにある緑の四角で囲まれた要約について、11 ページや 22 ページとは文章の書き方が違います。この資料をもらったときに、緑で囲んだところだけ追って読む人がいると思うのですが、そうすると、これは縦割りの文章なんだなと思ってしまうと思います。書きぶりを揃えた方が良いのではないかというのが 1 点です。

もう一つは、43 ページに施設の使用料の緑の四角が突然出てくるのですが、この後が(1) から始まっています。で、41 ページに(4) とあって、大きい 4 番の公共施設の維持・更新の中の(1)(2) と話が進んできたのに、何事もなかったかのようにまた(1) に戻っていて、文章の構成としてどうなのか、直していただければと思います。

#### 【企画課長】

まとめのところはそれぞれで考えています。公共施設の分野は他と違って、個々の課題についての考え方ではなくて、どういう方向性が考えられるかを最後にまとめて書いています。そういう意味で、文章のつくりが他のように、複数のテーマについて幾つか選択肢をお示しできる形になっていないので、困ったなと思いつつも、問題によっては違っても仕方ないかと思っていました。ご指摘をいただきましたので、再度考えてみたいと思います。

使用料のところは、これだけで結構なボリュームがあり、これを(1)(2)(3)(4)の続きに入れることはできないので、苦肉の策として42ページの改革のあり方の④に、使用料のあり方を見直す必要があるのではないか、この課題の詳細は次のパートでというように、振っています。つながりをここで付けており、全体としてはよくわからないと思いますので、これもどうしたらわかりやすくなるか考えたいと思います。しかし、施設の使用料はやはり多くの方に影

響がある、非常に大きなテーマだと思っており、今回ぜひ問題提起をさせてもらいたいと思っていますので、どうしてもこれくらいの分量、説明が必要です。 仕組み自体が一般の方はなかなかご存知ないと思いますので、それも含めると 分量が多くなります。構成上のわかりやすさを、もう少しきちんと示せるよう にしたいと思います。

## 【委員長】

章立ても含めて、ご検討いただくということでお願いします。

# 【委員】

今使用料の話題が出ました。45 ページの緑の枠の中で、原価に含めていなかった建物建設費(減価償却費)というものは、その上に書かれている、「使用料算出の原価に含めない経費」の2番目を指していると思うのですが、実際はこれだけではありません。建物建設費と、維持管理費の中の大規模修繕、取替工事の部分も当然含まれますし、それに伴う減価償却費は、当初の建設部分と、その後の取替投資等の部分も含まれます。それに、次の職員人件費、つまり事業運営にかかる部分、これが管理費として大きいかどうかは内部で精査しなければいけませんが、その部分も使用料算定基礎としては一応含めますという議論も、過去の会議であったのではないかと思うのですが、限定した理由は何かあるのでしょうか。

## 【区政改革担当課長】

減価償却費の部分をお話いただきました。大規模修繕の部分も基本的には算定に入れていく方向で考えていますが、区民の皆さんがどのようにお考えなのか伺いたいと思っています。人件費の部分についても、今後検討していきたいと思っており、事業の運営費まで含めて算定に入れていくかどうか、もう少し考えていきたいと思っています。今現在は、維持管理、貸出業務に要する部分に限定していますので、そこをどうしていくか、これから中身を検討していければと考えています。

#### 【区政改革担当部長】

例えばその施設の部屋を貸し出すという事業もあれば、その部屋を使って講座や講演会を開催するというもの、学童クラブのような形でお子さんをお預かりするものなど、様々な事業があります。ここで述べているのは、部屋を貸すときの貸し出し業務の人件費としては、そういう講座や学童クラブの部分の経費までは入れられないだろうという今の考え方です。施設の部屋をお貸しするのに掛かっている人件費というのは、上の受益者負担と書いてある、職員人件費の施設の維持管理・貸出業務に要する部分というところに入っています。今はこのように厳格に区切っていますので、では、そこにどの辺まで人件費と考えて入れていけば良いのかというと、部屋を借りる人に全く関係のない部分の

費用まで入れるのは、やはりできないと思っています。なかなか区分けがしづらいのですが、どこまで人件費を入れるべきかは見直しの対象になると思っています。原価、使用料算定の基礎の考え方をもう1回洗って、きちんとやりたいということが明確に伝わるようにしたいと思います。

# 【委員長】

この 45 ページに「受益者が負担するもの」とありますが、「公費で負担するもの」という書き方がいかにも象徴的です。そう書いてはいけないと言うつもりはありませんが、天から降ってくるお金、区民がどんな形でも全く負担しないお金ということではなくて、結局は税金などによる負担です。「税金などで負担をしている部分」と「直接受益者からいただく部分」ということがわかる書き方の方が、我が事のように考えてもらえるのではないかと思います。基本的には施設の使用料全体を通したことだと思いますので、今の委員のご意見を反映させる形でお願いします。

## 【委員】

みどりの風吹くまちビジョンからこの改革は始まっていると思っています。 前回「よりどりみどり練馬」を紹介していただきましたが、私個人の考えとし て、「みどり」というところにポイントを置きたい、置いていただきたいという 思いが非常に強くあります。みどりの風吹くまちビジョンという立派な冊子が あり、冒頭に区長のにこやかな写真と挨拶文が入っていますが、これを読むだ けで方向性が見えてきます。私はこのみどりの風吹くまちビジョンを拝見して、 一市民としてとても期待を持ちました。結局みどりとは何なのかというときに、 よりどりみどり練馬でも宣伝しているように、やはり緑被率が23区で1番です ということだと思います。区民の方もそこを誇りに思っていることは間違いな く、これだけ宣伝して区民の多くが誇りに思っているみどりを、区はこれから どうやって守り増やそうとしているのかが共通認識だと思います。福祉などい ろいろな問題があり、皆さんそれはある程度享受していると思うのですが、や はり「練馬区と言えばみどりよね」という意識が強いと思います。その中で、 さてこの資料でどこに書いてあるのかというと、32ページにありますが、これ を読むと、本当にこれを守れるのだろうかと不安になりました。もちろん守る ための方向性だと思いますが、みどりということを掲げた以上、それを守り増 やすという覚悟がなかなか伝わってこない、論点の一つになってしまっている ので、私個人としてはみどりを強く強く打ち出していただきたい、本当に本気 で取り組んでいただきたいというところです。今は緑被率が23区で1番という ことですが、民有地の比率が非常に高く、公有地の緑被率はむしろ千代田区や 港区の方が高いので、このまま相続が進んでいくと、本当に逆転されてしまう こともあります。危機感を持っている中で、もうみどりというアドバルーンを 上げてしまいましたので、ぜひ区としての強い姿勢を区民にアピールしてもら いたいと思います。みどりというのは本当に練馬区の舞台だと思っていますの

で、そこを切にお願いしたいと思います。

# 【区長】

私から申し上げます。おっしゃるとおりだと思います。みどり、しかも生きたみどりがあることが練馬が一番誇れるところです。だから、みどりの風吹くまちビジョンと命名したのです。

そのために、政策手段としてまずは農地を守らなければいけません。農地を守るために、生産緑地をちゃんと維持できるようにしていきたいと考えています。今年4月に都市農業振興基本法ができて、何とか抽象的な入れ物はできました。私は、都市農業は何といっても日本の中で練馬区だと思っています。練馬だから意味があるのです。そういった点も強調したいですし、道路についても、道路を造ると一時的に緑地が減る、樹林が減るという面も確かにありますが、逆に道路を造ってきちんと環境を改善して、街路樹だけではなく関連のみどりも増やす、そういう視点で取り組みたいと思っています。ありとあらゆる政策手段を使って、みどりの維持に向けて努力をしていきたいと思っています。ただおっしゃるように、資料ではみどりだけを書いているわけではないので、ちょっと弱く感じるかもしれません。今のは大変貴重なご意見なので、この資料の中でどこまで書くかという問題はありますが、政策体系としてもっと強調できるように考えてみたいと思います。ぜひ、こうしたら良いとか、こういう書き方が良いとか、教えていただければと思います。

# 【委員】

みどりの保全ということで、意見ではありませんが東京都の失敗した政策をご紹介します。緑地保全地域の指定という制度を設けまして、東京都が緑地保全地域として指定すると、当然みどりを減らすことはできなくなるのですが、それは私有財産の制限になるので、その条例の中で買取請求権というのを認めました。その保全地域に指定する代わりに「俺はこういうのは嫌だ」という人は買取請求ができるという制度です。すると、買取請求がもの凄く多くあり、最後は財政上買い取れなくなったという事例がありました。一つ例としてご紹介しておきたいと思います。

#### 【委員長】

経済学の立場からも、規制と財政的手段とを、どうバランスを取っていくかというところは非常に重要なポイントです。全く規制をしないというわけにはいかないと思うのですが、規制的手段の使い方が上手でないと、別の問題が生じるということだと思います。32ページの改革のあり方の文章の中に「都市計画制度を利用して」という言葉があります。確かに都市計画制度という言葉だとややソフトに聞こえますが、これは、こういう用途にしか使わないとか、みどりをこれくらいの割合で残さなければいけないという、まさに規制の手段です。緑枠の上の文章には財政支援策を働きかけるという話があり、ここには都

市計画制度の話があるなど、いろいろな政策手段があって、その政策手段を区 民の方に意識していただく中で、どうやってみどりを守るのか。そういう問題 提起は、みどりを守るならこの手段の方が良いのではないか、規制である程度 管理してくれという区民が多いのか、それとも規制は嫌なのでもう少し財政的 支援を活用してくれということなのか、一つの論点としてあると思います。

#### 【副委員長】

3の都市基盤の整備と維持で、みどりのところを強調したいのであれば、簡単な方法は32ページを30ページに持ってくるなど、順番変えれば良いと思います。前の方から重要な順に並んでいると考えるのが普通なので、これだと鉄道が一番重要に見えるのではないかと思います。

# 【区長】

委員長がおっしゃったような規制と補助、それだけではなくて、運動もあると思います。区民運動、市民運動、住民を巻き込んだ運動、本当はそういうものをきちんとやりたいのです。そして、練馬の魅力をいろいろな意味で強調しながら、運動として展開していく。市民運動と一体でできれば良いなと思っています。

# 【委員】

区長から区民の運動のお話が出ました。今のお話を聞きながら思い浮かべていたのですが、子育ても高齢者の問題も、やはりみどりがあるところで進んでいくことがとても多いのです。実際に高齢者の施設でも、みどり、園芸療法を取り入れて、目玉にしたデイサービスやグループホームがたくさんできています。そういうところに私の友人なども関わって、コラボしながらやっているところはたくさんあり、そういうものをイメージしながら聞いていました。区民運動から意見を聞くときにも、そういう具体的なものがあると、私もこういうことができると思います、というような意見が出てくるのではないかと思います。ぜひ具体的なものを示していただいて、たくさんの意見を得ていただきたいと思いました。

#### 【区政改革担当部長】

総論では皆さん「みどりは良いですね」「公園は良いですね」とおっしゃるのですが、実はみどりや公園というのは一番苦情が多い分野でもあります。周りの人にとっては迷惑だから切って欲しいとか、落ち葉がたまって困るとか、隣の木の枝がうちに入り込んでいるから行政が言って欲しいとか、そういうお話が多くあります。個別具体的にはそういうことも出てきます。本当にみどりを守っていくためには、市民の側、行政側はどのようなことをやっていけば良いかという問題提起ができた方が良いでしょうか。ビジョンの中でも、こういうことをやると既に述べているので、それをさらに推し進める仕組みだとか、ど

んなものが良いだろうかと問いかけるようにできたらと、今のお話を伺って思いました。

## 【委員長】

区長もご納得なので、今のお話も率直に、みどりのところは区民から個別の ご要望も多いということも書きつつ、どうあるべきか問いかけるということで お願いしたいと思います。

# 【委員】

今回の資料に書けということではないのですが、みどりだけではなくて花もあります。スイスに行った際に、住宅街の窓際のところにみんな花や植木を置いていました。「これは何だ」と聞くと、法律で規制をして、置くように義務付けをしているということでした。そこまでやれとは言いませんが、みどりの他に花というのも、今後考えていただければと思います。

## 【委員】

みどりをどのように住民運動で守っていくか、苦情もある中でどうやって守るのかというところで、私は地域にある企業や学校も利用してはどうかと思います。私の会社でも、毎日ではありませんが、工場の周りで時折掃き掃除をやったりもしています。または、中学生や小学生にやらせるなどです。子どもが掃除をしていれば、おじいちゃん、おばあちゃんも「ああ、頑張っているね」となり、それこそコミュニティや地域が、こういう活動の中でできてくるのではないかと思いました。使えるものは企業でも学校でも、どんどん使って運動の種を植えていけば良いと思いました。

農地の維持に関しては不勉強で、練馬で作られている野菜などが実際にどのように消費されているのか、よく知らないのですが、できれば練馬ブランドで何か、例えば「ねり丸」をくっ付けるなどできないでしょうか。地産地消で「これは練馬の野菜なんです」ということを、まずは練馬区民に認知していただき、あるいは全国区に名前を広められるように、練馬ブランドの野菜を統一的にできたら、区民の皆さんの誇りになるのではないかと感じました。

#### 【委員長】

それでは、第3章「改革を支える基盤づくり」の論点も残っておりますので、 この点について、ご意見などございましたら承りたいと思いますが、いかがで しょうか。

## 【委員】

以前 ICT の話題が出たときに言いませんでしたが、この資料に書いて区民の意見を問うという話ではありませんけれども、区としてクラウド化についてはぜひ課題として認識していただきたいと思っています。

# 【情報政策課長】

実際にクラウド化は進めています。この資料に書いてあるのは、ICT を使った区民サービスをどうしようかという視点ですので載っていませんが、庁内の情報基盤としても、あるいは住民情報の方でも、どちらも進めているところです。

## 【区政改革担当部長】

このパートは区民の方の視点から見て、やや取っ付きにくいところがあるのではないかと思っています。例えばもう少しあっさりしても良いのではないかとか、もしご意見があれば、そのような方向で考えたいと思っています。区としては大事な部分も当然含まれていますし、区民の方にも課題として認識してもらいたいという気持ちは持っています。しかし、全体のボリュームの中で見ると、最初のパートに比べると身近にはなかなか感じにくいという部分もあるかと思います。どう扱えば良いのか、ぜひご意見を承れればと思います。

## 【委員】

私から見ても、49 ページから 56 ページの部分は、一般区民の方には理解しにくいのではないかと感じます。この資料全体を見ると、やはりお金のことは切っても切れないというところがいろいろなところに見え隠れしています。例えばその前の施設使用料も、結局はお金の話です。そもそも、やはり税金という相互扶助の考え方がまずあって、しかし一方で受益者負担という考え方も入れないとうまくいかない。そのバランスを、この改革の視点の持続可能性のところで、さらっと書いてしまっていますが、税金という相互扶助も必要だけれども、他方でやはり財源も重要であるから、受益者負担という考えも大事なんだというところをもう少し詳しく書いていただくと、他のところも区民目線で見て、やはり使う人がある程度払わないと財政的には厳しいという考えになると、全体を通して見て思いました。ただし、財政基盤の強化についてはこれくらい書かないと逆にわからないのかなとも思います。これ以上短くするともっとわからなくなる可能性もあるので、そこはいろいろな方のご意見を聞きたいなと思います。

#### 【委員長】

まさにこの部分、ご指摘のとおり、どういう書き方なら関心を持ってもらえるかというところが重要なご意見・問題提起だと思います。49ページの「財政基盤の強化」ですが、いきなり平成27年度の一般会計予算の話を出すと、知りたい人しか読まないかなと感じます。その一つ前の48ページでも、第2章で説明したことに取り組むにはその基盤づくりが大事だと書いてあり、だからお金の面から支えるには、財政状況が悪いといずれ支えきれなくなるということを最初に簡単に書いてはどうでしょう。小学校で区のことを勉強する機会があると思います。そのレベルまで砕く必要はないですが、区の財政状況を説明する

には、そのようなイメージでやるのが良いのではないでしょうか。ただし、あまり書き下してしまうと分量が増えすぎてしまうので、漢字を増やしたり、専門用語は多少書いても良いと思います。最初の取っ掛かりはそのくらいから始めても良いと思います。つまり、どうやって説明しようかと一から考えると大変ですので、既にお持ちの教材などを参考にされると良いかと思います。

#### 【財政課長】

今の 49 ページの緑枠の書き出しは確かに、「いきなり何だこれは」という印象もあります。財政全体のあり方、生活と財政の関連性、そういった部分をまず導入ということで、少し記述を加えるような形で検討し、次回はそのような形でお示ししたいと思います。また、小中学生が学ぶレベル、わかりやすさという点でもう一度見直し、できるところは反映をさせていきたいと思います。

## 【山内副区長】

この部分は、区の財政の担当セクションの思いが先行した形で出ていますので、今のご意見を参考にさせていただき、わかりやすくしたいと思います。また、区民の方にとって財政はなかなか取っ付きにくい部分がありますので、入り口をわかりやすく、もう少し工夫したいと思います。

# 【委員長】

入り口でハードルを下げておくと、だんだん専門用語が出てくるようになっても「なんか、大変そうね」というのがわかってくると思います。入り口を入りやすくするということだけでも、それなりに効果があるとは思います。

#### 【委員】

優しくしていただくのは良いのですが、資料全体に流れるトーンとして、「これじゃ、もう、これ以上借金できないよ」と読めるのですが、本当にそれで良いのでしょうか。

#### 【財政課長】

一つの粗い推計ということで、この会議にも以前出させていただいた資料を、このまま区民に提示していきたいと考えています。ここでは、何も手を付けなければこのようなことになりかねないということを、データから用いた推計で区民にお示ししたい。そういう意味でも、財政も含めた改革が必要だということを区民の方と一緒にこれから考えていければということです。決してもうこれ以上借金できないとか、例えば財政の非常事態だというところまで考えているわけではありません。

#### 【区政改革担当部長】

今日はまだ整理できてないのでご用意していないのですが、区民意識意向調

査で、改革するにあたってどういうことをやったら良いのかということで、借金をしたり基金を取り崩したりすることについてどう思うか聞いたものがあります。やはり、マイナスイメージを抱いていらっしゃる方のパーセンテージが他の選択肢に比べて高いので、起債をすることなどの意味をもっとわかっていただく必要もあるだろうと思っています。だからこそ、財政の問題が大事だということがわかってもらえるような記述を入れていく必要もあるかなと、今お話を伺っていて思いました。

## 【区長】

2点あります。一つは今の委員の質問の件ですが、練馬区にはこれだけ基金があって、そして起債残高がこれだけあって、これだけ金があるんだと、それがあたかも区の功績であるかのように強調する人がいます。これは奇妙な話です。財政というのはそうではありません。今委員がおっしゃったのはそういう趣旨だと思いますが、あくまでこれは手段です。あくまでもインフラの整備とサービスの充実が目的ですので、その意味を少し解説した方が良いかもしれません。つまり、一般の家庭とは違い、行財政というのはあくまで一つの手段だということをわかるように説明した方が良いかもしれません。

もう一つ、私がこれを読んでいて思ったのですが、楽観的と言ったら言い過ぎですが、今日本全体がやや楽観的になっていると感じます。オリンピックもあって公共事業をあちこちでやっている、インフラや東北の復興でも金を使っている。当面これでいけるかのような錯覚をしているわけですが、それはとんでもないと思います。特に 23 区の財政の持続可能性は、これからが大変です。それに全然触れないのはどうかと思います。触れすぎると変なことになってしまいますが、ここをある程度は言わないといけないという印象です。

#### 【委員長】

今の区長のお話は、私もそのとおりだと問題意識を持っております。56ページが起債残高という形になっているので、若干委員ご懸念の話になったのかもしれませんが、これはつまり、高齢化で義務的経費が増えていくというニュアンスです。人件費も義務的経費に入りますがそれは別にして、特に扶助費、社会保障費が増えていくと予見されている中で、他の経費も効率化ないし工夫をしないまま支出してしまうと、余力がなくなってくるということだと思います。余力というのは、56ページにあるように基金がなくなって借金残高が増えていくという意味の余力よりも、めりはりの効いた政策を財政的に講じようとしても、社会保障や借金の返済に優先的にお金を当てていかなければいけない状況になってしまうということです。将来的に機動的な対応ができなくなることは問題だということは打ち出せると思います。もちろん経常収支比率という説明の仕方もありますが、むしろ将来推計の話と連動させるような形で、将来的にそうなる可能性があるので、だからこそ、めりはりを付けてお金を出すことがこれからますます重要になってくる。借金をしてはいけないということではあ

りませんが、工夫したお金の出し方、お金の使い方をしないと後々苦しくなる ということが、わかりやすくなると良いと思います。

## 【副委員長】

資料の話ですが、41ページを見ると、「現状維持は困難です!」と大胆に書いてあります。これと同じことを55ページなどに書いてはいけないのでしょうか。もし区として危機感が大変あるということならば、今の資料では表現がわりと穏やかに進んでいますので、考え直しても良いのかなと思いました。

# 【委員】

一般区民として、義務的経費、基金、起債残高と言われても、多分ほとんどの人はわからないと思います。家計や企業で考えて、どれだけ収入があるのか。収入として税金があるのはわかると思います。残りは借入、借り入れとして、起債をします。もう一つは貯金の取崩しですが、この貯金もこのままいくと何年かしたらなくなります。一方で、経費の方は、支出としてこういうものがあって、これはどんどん増えていきます。このままいけば、いずれ何年か後には赤字になります。したがって区は財政破綻になる可能性があります、どうすれば良いでしょうか、つまりこういうことだと思います。一般区民に説明されるときには、できるだけわかりやすい形で言っていただくと、理解を得られると思います。

# 【委員長】

それでは全体を通して、もし何かご意見があればあらためてお伺いしたいと 思いますが、いかがでしょうか。

#### 【委員】

ICT の活用というところで意見を言いたいところがあります。先ほど委員からもお話があったように、マイノリティの方、生活困窮者や他の国からみえた方、あと引き籠りのお子さん、フリースクールのお子さんとか、そういう方というのは声が小さく、意見を言わないと不満がないと思われてしまったりします。そういう方ほど、情報通信、ICT の恩恵を全然受けていらっしゃらない、受けるだけの能力もないという方が非常に多くいます。私は多言語についてはあまりわからないのですが、「ぜひ相談してください」という区のお知らせの中に、機械で翻訳したのではないだろうかという、間違った表現をしているところがあって気になっているという声を聞いたことがあります。翻訳したものを見直しているのかしらという話も聞いたことがあります。どのようにして、力を持っていない人、情報を取り込みにくい方からの吸い上げをするか。前に他の委員が、情報通信とは言うけれども、ほとんどの人はなかなかそれが難しいのですよという話をしていらっしゃいましたが、ぜひそういう力のない方に情報が行き届いて、さらに意見を言えるような取り組みをしていただきたいと思

います。

## 【委員長】

今のご意見を資料でどこまで書けるかはわかりませんが、ICT に必ずしも詳しくない方でも、ボタンを 1 個押せばやりたいことができるなど、もともとそのために ICT があると言うべきだと思います。どちらかというと、今まできなかったことが、そのノウハウを知っている人はできるようになるという方向のICT の活用はわりと多いですが、そうではなくて、63 ページにも書いてありますが、今の委員のご意見にあったような、ICT に詳しくない人でも簡単にできるように活用するという視点は重要なところだと思います。

## 【委員】

今のお話に関連して、いわゆる弱者の方を支援している、地域活動をしている方はたくさんいらっしゃいます。弱者の方が直接行政に意見や思いを伝えることは難しいと思いますが、そういう方たちに関わっている方々から、いろいろなことを聞くことができると思います。いわゆる代弁者である方たちがいらっしゃると思うので、そこをうまく行政の方とつなげていただくと、意見を反映していただけるのかなと感じます。その辺りもご検討いただければと思いました。

# 【委員長】

他によろしいでしょうか。次の議題もございますので、またこのたたき台に 関して言い尽くせなかったご意見がありましたら、後ほどご案内させていただ きますが、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは議題2に移りたいと思います。次の議題は「みどりの風吹くまちビジョン 数値目標と KPI の設定について」ということで検討してまいりたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

# 【企画課長】

《資料3 (別紙を含む) の説明》

#### 【委員】

そもそもこの地方版総合戦略を作れという話は、地方創生の中で出てきています。したがってその目的の一つは、新型交付金をどうやって交付するかというところにあります。それから、地方公共団体においては計画を持っている団体がほとんどで、なおかつ、アウトカムまではいかなくても、少なくともアウトプットについて目標を掲げていない計画は多分ないと思います。しかもPDCAに至っては、ほとんどの団体でもう事務事業評価としてやっています。練馬区も事務事業評価をきちんとやっていると伺っていますので、では何のために総合戦略を作るのかということになります。練馬区に新型交付金が来ると

はあまり考えられませんし、既にきちんとした計画がある。しかもアウトカムの数字を設けることによって、非常にリスキーなのはそれが目標になってしまうことです。施策というものは必ずしもその数値が目標ではなくて、その質、内容が目的なので、こういう施策の進め方は一方では非常に危ない側面が出てきます。そういうことを考えると、法律で作ることになっているので作らなくてはいけないということでしょうけれども、お付き合い程度で良いのではないかというのが私の見解です。

# 【区長】

それは事務局も承知しております。ただ、地方版総合戦略を作らなければいけないので、申し訳ないのですが、この推進会議ではご意見をいただきたいということです。

## 【企画課長】

練馬区は地方創生の交付金もいただいております。交付金の事業に関しては KPI を設定しなければいけないことになっています。資料の別紙2では7ページ、8ページが該当します。7ページの計画13では「商店街空き店舗入居促進事業による創業者数」、8ページの計画14では「農の学校」という事業をやっており、その講座の修了者と農業者のマッチング数を指標に挙げています。そもそも地方版総合戦略を策定する経費として、全国の自治体に一律1,000万円が交付されますので、それは十分活用させていただければと思っております。みどりの風吹くまちビジョンは幸いにもちょうど同じ時期に策定していましたので、別に総合戦略というものを作らなくても良かったわけです。

今、委員がおっしゃったようなコンセプトで考えており、きちんとした事業の進捗管理をやるというのは、もともとこのアクションプランという実行計画を作っていますので、この進行管理をきちんとやって途中で見直しをしていきます。基本はこのアクションプランやビジョンをベースにしつつ、ある程度は配慮しながらやっていきたいということです。ここに設定している指標は、先ほど申し上げたような交付金の対象事業や、あるいは毎年施策についての満足度を区民に伺っていますので、その満足度、関連する計画などで既に数値目標として挙げているもの、ほとんどがそういうものです。無理なく、しかも有意義にやれるようにということで考えているものです。

#### 【委員】

総合戦略の中での結果指標は、アウトプット、予算執行したときにどれくらいの施設を作ったか、何を指定したか、それに対しての住民の満足度を取れるならばそれを入れた方が良い、そういう指導があるということでした。

それについて思ったことで、3ページ、4ページに、安心して生活できる福祉・医療の充実という目標があります。その中でも、前回の会議で私が質問した内容が、3ページ目の計画5の色付きのところ、最初の二重丸にある、地域

密着型サービスの利用です。これについては、区が地域密着型の事業者を募集して指定する。今現在約70カ所、区内に指定された事業者が動いているということだったと思いますが、それについての団体指導とか、指定したことによってその事業者に信頼性を与えて利用者に安心感を与える、そのような介護保険・介護事業の利用者にとってある意味のれんのように感じさせるもの、これはアウトプット指標だと思います。これに対して、介護保険課で月2回ずつ出席されている運営会議等での満足度指標、そういったものを当然もらっていらっしゃると思うので、結果指標の中でも、日々の介護保険課等の職員がどのように、その指定した事業者がサービスをうまく提供しているか、品質のチェックにつながる指標を入れると良いのではないかと思いました。

4ページ、計画8の「見守り連絡会を設置した拠点数」というところも、この見守りというものが地域密着型の事業者に求められる部分であるとしたら、そこを活用するような指標を入れる。そういうことが、この前の段階の、資料2の7ページの改革の視点、丸印の四つめ、行政はどのような役割を果たすかというところにつながるのかなと思います。本当に必要な公共サービスが提供される仕組み作りとコーディネート、チェック機能を担っていきますと。そういうところにつなげる認識を持った方が良いと思いました。

## 3 その他

# 【委員長】

終了時間が近づいてまいりました。本日もさまざまなご質問・ご意見をいただきまして、ありがとうございました。追加の質問等の取り扱いについて、次回の案内と併せて事務局から案内をお願いします。

#### 【区政改革担当課長】

《次回の案内、質問受付等について説明》

## 4 閉 会

#### 【委員長】

それでは時間になりましたので、本日の議論はこれで終了したいと思います。 皆様の活発なご議論ありがとうございました。

(以上)